

大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の
あらまし

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業制度を導入するため、配偶者同行休業の承認、休業の期間その他の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めます。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行します。